2020年 9月 15日　No.188　　発行責任者 田中 孝史

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第188号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3−6−3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

増える仕事、増えない賃金

会社は労働実態に合わせ賃金改定をすべきだ

郵政で働く私たちは、働く部署や内務・外務を問わず、人手不足や増える仕事内容に苦慮しながらも、日々の仕事をこなしています。それに加え、昨今のコロナウイルスの影響で、感染を拡大させないようにと、更に意識をすり減らす状況が続いています。

20円が10年以上変わっていない

仕事内容が増加しているにもかかわらず、郵政最賃の20円が10年以上前から変わっていません。郵政は最低賃金＋20円（端数切り上げ）で決まりますが、その20円が変わってないのです。今こそ20円を大幅に上げて労働者に報いるようにするべきではないでしょうか。

今回、地方最賃審議会は中央最賃審議会が答申を見送ったのを受け、全国平均で1円しか上げませんでした。コロナ禍による中小企業への配慮の為と言ってはいますが、最低賃金ギリギリで働いているのは、全国に事業所、チェーン店があるような大企業の労働者です。これに関しても声を挙げていく必要がありますが、重大なのは東京の最賃が0円答申を出したことです。

スキル評価が評価上限に達している人は、コロナ禍で仕事量が増えているのに1年間時給が一切上がらない事になるのです。これを郵政は重く見るべきです。

郵政は企業としての責任を果たせ

最賃が上がらない、仕事量が増えている今だからこそ、郵政に基本給を少しでも引上げる改定を行わせる必要があります。増えない賃金を改めさせ、労働に見合った賃金を獲得するためにも、共に力を合わせ、声を挙げていきましょう。

郵政20条裁判口頭弁論行われる

9月3日に郵政集団訴訟の東日本地区の口頭弁論、9月10日に郵政東西最高裁の口頭弁論が行われました。東西最高裁は10月15日に判決が下されます。非正規格差を無くし、同一労働同一賃金を勝ち取るため、ご支援をお願いします。

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか